

子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1. 中間見直しについて

江別市子ども・子育て支援事業計画（以下「プラン」という。）は、子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保とその他業務の円滑な実施に関する計画であり、国が示す基本指針に「計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと」とされていることから、中間年である今年度（平成29年度）見直し作業を実施する。

2. 教育・保育の量の見込みの見直しについて

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」（平成29年6月29日内閣府事務連絡）の「2. 見直しの要否の基準」に基づき、見直しの要否を判断する。

（1）見直しが必要

平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの人数の実績値が、プランにおける量の見込みと比較して、10%以上のかい離がある場合。

実績値／量の見込み ≤ 90%、110% ≤ 実績値／量の見込み

（2）大きくかい離している場合に準じて見直しを行う

- ① 平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ待機児童等の発生が見込まれる場合。
- ② 既にプランにおいて年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合。

（3）見直しを行うことが望ましい

実績値が量の見込みを上回る場合。

3. 見直しの方法

（1）推計児童数の算出

計画時の推計値と実績値を比較し、かい離が生じている場合は、社会増減によるものか、自然増減によるものかを分析し、適切な補正を行う。

【参考】児童数比較 (H29. 4. 1)

(単位：人)

区分	就学前	小学生	中学生	高校生	計
実績 ①	4,667	5,632	3,179	3,501	16,979
プラン ②	4,353	5,530	3,202	3,504	16,589
比較 ①-②	314	102	▲ 23	▲ 3	390

(2) 支給認定割合の補正

地域の実績等を十分に踏まえたうえで、特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性就業率の上昇傾向に留意し、適切な補正を行う。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの見直しについて

教育・保育の量の見込みの見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについても見直しを行う。

(1) 放課後児童クラブ

利用の申し込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向を踏まえ、見直しを行う。

(2) 延長保育事業及び病児保育事業

保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う。

(3) 一時預かり事業

一時預かりを行う幼稚園の拡大や、専業主婦（主夫）家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(4) 地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業など

事業の実績状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う。

5. 中間見直しスケジュール

プラン中間見直しのスケジュールは、以下のとおり予定しています。

年 月	中間見直し作業
平成29年 8月	子ども・子育て会議 【中間見直し方針】
平成29年11月	子ども・子育て会議 【中間見直し案】
(必要に応じ)	(子ども子育て会議)
平成29年12月	パブリックコメント
平成30年 3月	子ども・子育て会議 【中間見直し最終報告】